

事 務 連 絡
平成17年5月25日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

パラレッドに汚染された香辛料を含む食品の取扱いについて

標記については、先般、イギリスにおいてパラレッド（指定外着色料）に汚染された香辛料が各種の食品に使用されていたことにより汚染が拡大し、当該香辛料を含む食品の回収が行われているとの情報を入手した旨情報提供したところです。

については、当該着色料汚染に係る食品については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、関係営業者の指導方よろしく申し上げます。

記

- 1 イギリスから輸入される全ての食品について、英国食品基準庁(FSA : Food Standards Agency)が公表している回収対象製品であるか否かを確認し、回収製品に該当する場合は、当該食品の積み戻しを指導するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。
- 2 パラレッドの汚染は、ウズベキスタン産香辛料が原因との情報があることから、香辛料のレッドペッパー、チリペッパー及びパプリカを含む食品の輸入届出がなされた際には、原産国を確認し、ウズベキスタン産であった場合には、貨物を保留の上、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。